

北播磨地域ビジョン委員会イメージキャラクター「北歩くん」の着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨地域ビジョン委員会イメージキャラクター「北歩くん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(利用申込の提出)

第2条 着ぐるみを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ北歩くん着ぐるみ貸出申込書を、北播磨地域ビジョン委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

(利用の承諾)

第3条 委員長は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの利用を承諾するものとする。

- (1) 北播磨地域ビジョン委員会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい利用方法に従って利用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に利用するとき。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの利用について不相当と認めたとき。

(利用料)

第4条 利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに利用すること。
- (3) 利用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で利用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で利用しないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って利用すること。

(利用の承諾の取消し)

第6条 利用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その利用の承諾を取り消すとともに、その利用者への貸与は行わない。
この場合、利用者に損害が生じても、委員長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、利用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第8条 着ぐるみの利用により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対しては、委員長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。